

議案第3号

富津市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について
富津市債権管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が施行されたことに伴い、延滞金の割合等の特例について関係する規定の整備をするため、条例の一部を改正するものである。

富津市債権管理条例の一部を改正する条例

富津市債権管理条例（平成23年富津市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。